

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>[目 次]</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>30-1 法第30条の規定による期限後申告書を提出することができる者</p> <p>30-2 <u>保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い</u></p> <p>30-3 決定通知書の送達中に期限後申告書の提出があった場合</p>	<p>[目 次]</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>30-2 退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い</p> <p>(同左)</p>

第32条((更正の請求の特則))関係	(同左)
第34条((連帯納付の義務))関係	(同左)
第5章 削除	(同左)
第6章 延納及び物納	(同左)
第7章 雑則	(同左)
第49条((申告書の公示))関係	(同左)
第51条((延滞税の特則))関係	(同左)
51-1 申告書の提出期限前に決定した場合等の延滞税	(同左)
51-2 法施行地に住所及び居所を有しなくなる者の延滞税の額の計算の起算日	(同左)
51-3 保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税	51-3 退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税
51-4 物納許可を取り消した場合の延滞税	(同左)
51-5 延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額	(同左)
51-6 徴収を猶予する期間	(同左)

改 正 後	改 正 前
第52条((利子税))関係	(同左)
第55条((未分割遺産に対する課税))関係	(同左)
第59条((調書の提出))関係	(同左)
第60条((質問検査権))関係	(同左)
第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係	(同左)

第9条((その他の利益の享受))関係

(会社が資力を喪失した場合における私財提供等)

9-3 同族会社の取締役、業務を執行する社員その他の者が、その会社が資力を喪失した場合において9-2の(1)から(4)までに掲げる行為をしたときは、それらの行為によりその会社が受けた利益に相当する金額のうち、その会社の債務超過額に相当する部分の金額については、9-2にかかわらず、贈与によって取得したものとして取り扱わないものとする。

なお、会社が資力を喪失した場合とは、法令に基づく会社更生、再生計画認可の決定、会社の整理等の法定手続による整理のほか、株主総会の決議、債権者集会の協議等により再建整備のために負債整理に入ったような場合をいうのであって、単に一時的に債務超過となっている場合は、これに該当しないのであるから留意する。

第19条の4((障害者控除))関係

(一般障害者の範囲)

19の4-1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(昭和

第9条((その他の利益の享受))関係

(会社が資力を喪失した場合における私財提供等)

9-3 同族会社の取締役、業務を執行する社員その他の者が、その会社が資力を喪失した場合において9-2の(1)から(4)までに掲げる行為をしたときは、それらの行為によりその会社が受けた利益に相当する金額のうち、その会社の債務超過額に相当する部分の金額については、9-2にかかわらず、贈与によって取得したものとして取り扱わないものとする。

なお、会社が資力を喪失した場合とは、法令に基づく会社更生、和議、会社の整理等の法定手続による整理のほか、株主総会の決議、債権者集会の協議等により再建整備のために負債整理に入ったような場合をいうのであって、単に一時的に債務超過となっている場合は、これに該当しないのであるから留意する。

第19条の4((障害者控除))関係

(一般障害者の範囲)

19の4-1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(

改 正 後	改 正 前
<p>38年法律第 133号) 第 5 条の 4 第 2 項各号 (介護の措置等の実施者) に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。) の認定を受けている者</p> <p>(6) (省略)</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p>30- 2 相続税の申告書の提出期限後において、<u>保険業法(平成7年法律第105号)第 270条の 6 の10第 3 項に規定する「買取額」の支払いを受けたこと又は法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>第41条((物納))関係</p> <p>(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券)</p> <p>41- 7 法第41条第 2 項に規定する「特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券」とは、例えば、次に掲げるような債券及び出資証券をいうのであるから留意する。</p>	<p>昭和38年法律第 133号) 第 5 条の 4 第 2 項各号 (介護の措置等の実施者) に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。) の認定を受けている者</p> <p>(6) (同左)</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p>30- 2 相続税の申告書の提出期限後において、法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>第41条((物納))関係</p> <p>(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券)</p> <p>41- 7 法第41条第 2 項に規定する「特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券」とは、例えば、次に掲げるような債券及び出資証券をいうのであるから留意する。</p>

(1) 債券

- イ 商工債券又は農林債券
- ロ 長期信用債券、興業債券等の銀行債
- ハ 放送債券、交通債券等の事業債
- ニ 都市基盤整備債券等の政府機関債

(2) 出資証券

- イ 日本銀行出資証券
- ロ 帝都高速度交通営団出資証券

第51条((延滞税の特則))関係

(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税)

51-3 法第51条第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたため当該支払いを受けた買取額又は退職手当金等の支給額の確定があったため当該支給額の確定により取得した退職手当金等を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第4号までに規定する事由」とあるのは「当該支払いを受けた事由」又は「当該支給額の確定の事由」と読み替えて取り扱うものとする。

(1) 債券

- イ 商工債券又は農林債券
- ロ 長期信用債券、興業債券等の銀行債
- ハ 放送債券、交通債券等の事業債
- ニ 住宅・都市整備債券等の政府機関債

(2) 出資証券

- イ 日本銀行出資証券
- ロ 帝都高速度交通営団出資証券

第51条((延滞税の特則))関係

(退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税)

51-3 法第51条第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、退職手当金等の支給額の確定があったため当該支給額の確定により取得した退職手当金等を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第4号までに規定する事由」とあるのは「当該支給額の確定の事由」と読み替えて取り扱うものとする。